平成30年度弁理士試験論文式筆記試験問題

「意匠」

【問題I】

意匠法において、一つの意匠として認められるものを、意匠法第2条その他の関係する 条文に照らして説明せよ。

ただし、いわゆる画像意匠には言及しないものとする。

【40点】

【問題Ⅱ】

デザイナー**甲**は、椅子とテーブルの双方に使用できる「家具用脚」の意匠**イ**を創作し、意匠に係る物品を「家具用脚」として意匠登録を受け、意匠公報が発行され意匠**イ**は公知になっている。その意匠登録において、意匠に係る物品の説明に「この意匠は椅子の脚としてもテーブルの脚としても使用できる」と記載されているが、椅子やテーブルの図面はない。

甲は、家具メーカー**乙**に意匠**イ**を提案し、**乙**は、意匠**イ**に天板(テーブル上部の板)を 取り付けた「テーブル」の意匠**口**を創作した。

乙は、意匠**口**について多様な出願の態様で保護することを検討している。また、今後製造販売する意匠**イ**を利用した「椅子」と「テーブル」(これらの脚以外の具体的形状はまだ決まっていない)の意匠について製造販売等を独占したいと考え、そのための対策を検討している。

乙が取り得る出願の態様を全て示し、それらの効果について説明せよ。あわせて、各出願の態様の登録の可否を理由とともに説明せよ。

また、**乙**が取り得る出願以外の手段について説明せよ。

ただし、関連意匠の登録には言及しないものとする。

なお、「家具用脚」「テーブル用天板」は意匠登録の対象となる「物品」であり、意匠**イ**に係る意匠登録に無効理由はないものとする。

【60点】